

茨城県立聴覚障害者福祉センター指定管理業務仕様書

1 人員配置

区分	職名	人数	専任状況	主な分担業務
正職員	センター長	1	専任	センターの管理運営に関すること。2及び3に掲げる業務
正職員	事務員	2	専任	2, 3に掲げる業務
非常勤	相談員	3 (注)	専任	ろうあ者福祉相談
非常勤	作業員	2	専任	聴覚障害者向け字幕入りビデオ制作

※正職員数を変更する場合には、事前に甲と協議すること。

(注) 3名交代制で実施（予算上は1名分）

2 施設の維持管理業務

施設等に係る保守点検，安全巡視，清掃管理，利用指導その他管理上必要な業務を行う。

字幕入りビデオライブラリーの管理及び貸出業務

施設の利用手続きに関する事務

施設の利用料金の徴収事務

3 施設の役割・業務（施設の目的を達成するために必要な事業）

業務名	業務内容	実施方法等
手話通訳者養成事業	身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙，手話表現技術及び基本技術を習得した，手話通訳者を養成する事業。	1 「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」（平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房保健福祉部企画課長通知）で定める目標及びカリキュラムに基づく講習会を開催し，手話通訳者としての必要な知識及び技能の習得を図る。 2 講習会の課程を修了した者には修了証書を交付する。 3 修了者には，登録試験を実施し，試験に合格した者は手話通訳者として登録するものとする。登録者証は，県が発行するものとする。 4 その他詳細については，「茨城県手話通訳者養成・派遣事業実施要項」で定める。

手話通訳者派遣事業	手話を用いて、コミュニケーションの円滑化を支援するため、聴覚障害者の申し出により登録された手話通訳者を派遣する事業。	1 施設内に手話通訳者派遣業務を担当する常勤職員1名を配置する。 2 聴覚障害者の申し出により、茨城県内全域を対象として手話通訳者を派遣する。 3 派遣された手話通訳者に対し、派遣時間に応じた実費弁償相当を支給する。 4 その他詳細については、「茨城県手話通訳者養成・派遣事業実施要項」で定める。
要約筆記者養成事業	聴覚障害者のために、講演会等で講演内容を要約筆記する要約筆記者を養成する事業。	1 「要約筆記者の養成カリキュラム等について」（平成23年3月30日付け障企自発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）で定める養成目標及びカリキュラムに基づく講習会を開催して、要約筆記者として必要な知識及び技能の習得を図る。 2 講習会の課程を修了した者には修了証書を交付する。 3 修了者には、登録試験を実施し、試験に合格した者は要約筆記者として登録するものとする。登録者証は、県が発行するものとする。 4 その他詳細については、「茨城県要約筆記者養成・派遣事業実施要項」で定める。
要約筆記者派遣事業	要約筆記者を派遣して、聴覚障害者、音声・言語機能障害者のコミュニケーション確保を支援する。	1 聴覚障害者等の申し出により、茨城県内全域を対象として要約筆記奉仕員を派遣する。 2 派遣された要約筆記者に対し、派遣時間に応じた実費弁償相当を支給する。 3 その他詳細については、「茨城県要約者養成・派遣事業実施要項」で定める。
手話通訳者特別研修事業	手話通訳者として活動している者を対象に、より高度な通訳技術の修得を図る。	「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」（平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房保健福祉部企画課長通知）で定める手話通訳者の実践課程を参考としながら、①手話通訳の理念と仕事②手話通訳者登録制度の概要③手話通訳実習等について、講習会等の方法により、より高度な通訳技術の習得を目的として行う。詳細については、「茨城県手話通訳者特別研修事業実施要項」で定める。
聴覚障害者日曜教室開催事業	聴覚障害者に対して、必要は情報の提供と相互の意見・情報交換の場を設け、福祉の増進を図る。	概ね次の事項に関する日曜協室を開催し、必要な情報の提供と相互の意見・情報を交換する。 ①職業②情報・コミュニケーション確保の方法③人間関係④家庭の生活設計⑤育児⑥一般教養⑦その他日常生活、社会生活に必要な事項 詳細については、「茨城県聴覚障害者日曜教室開催事業実施要項」で定める。

中途失聴・難聴者 コミュニケーション支援事業	中途失聴・難聴者に対して、手話習得講習、日常生活、社会生活等に関する相談業務、情報提供等を行う。	中途失聴・難聴者の福祉の増進のため、①手話に関する講習②生活、身上等に関する相談③その他日常生活、社会生活等に必要な事項について、講習会又は相談会を開催する。講習会等は、日曜日等対象者の社会生活に支障を来さない日に開催するものとする。詳細については、「中途失聴・難聴者コミュニケーション支援等事業実施要項」で定める。
ろうあ者福祉相談事業	聴覚障害者の自立と社会参加の促進を図るため、聴覚障害者の生活、身上、その他自立と社会参加に関する相談、助言等を行う。	1 施設内に「ろうあ者福祉相談室」を設置し、聴覚障害者についての専門的な知識、手話等のコミュニケーション力、相談業務の実績を有する相談員を配置する。 2 相談は、原則相談員が面接により行うこととし、必要に応じ電話相談、出張相談を実施する。 3 相談業務の内容は①聴覚障害者の生活、身上、その他自立と社会参加に関する相談、助言② ①に掲げる業務に付帯する便宜の提供とする。 詳細については、「ろうあ者福祉相談事業実施要項」で定める。
字幕入りビデオ 作成業務	字幕入りビデオの作成を行い、聴覚障害者の情報・コミュニケーションを総合的に支援する。	字幕入りビデオ作成を担当する人員を配置して行う。聴覚障害者字幕入りビデオ作成実施要項」で定める。

4 参考（令和6年度実績）

① 手話通訳者養成事業	受講者数	19名	
② 手話通訳者派遣事業	派遣件数	31件	
③ 要約筆記者養成事業	受講者数	13名	
④ 要約筆記者派遣事業	派遣件数	29件	
⑤ ろうあ者福祉相談	相談件数	138件	
⑥ 字幕入りビデオライブラリー	貸出本数	15本	在庫本数 1, 158本
⑦ 聴覚障害者日曜教室事業	計1回		
⑧ 中途失聴・難聴者コミュニケーション支援事業	計10回		